

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
2	都市計画課	R2.4.15	松阪都市計画変更業務委託	(1)計画決定図書等の作成 (2)関係機関等と協議する資料作成 (3)都市計画ホームページデータ修正	1	R2.4.20	株式会社バスコ 三重支店	津市栄町三丁目222番地	3,641,000	3,520,000	本業務は計画決定図書・関係機関協議等の資料作成を行うものであり、作成した成果品データは松阪市統合型GISにて活用していく必要がある。 昨年度業務は株式会社バスコが行っており、そのデータ内容は今年度業務に反映させていく必要がある。また松阪市統合型GISの導入・保守点検についても株式会社バスコと締結しているものである。 以上のことから、他の業者では、データ活用に多大な時間、労力を要すると考えられることから、自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により株式会社バスコと随意契約を行った。	無	
2	都市計画課	R2.5.18	松阪市景観計画推進業務等委託	1.重点地区(指定)に係る技術的支援 (1)中万地区における支援 (2)既景観重点地区の普及啓発支援 (3)既景観重点地区の諸制度の支援 2.景観計画推進の支援 (1)普及啓発事業の開催支援 (2)松阪市景観審議会等運営支援	1	R2.5.22	株式会社 都市環境研究所 三重事務所	津市広明町358番地	1,482,800	1,452,000	本業務委託は景観重点地区指定に向けた協議を継続的に行っている「中万地区」において、地域住民との協議や賛同署名確保等のための住民主体の取組みを、過去の経過を理解の上で一体的に支援する必要がある。また景観計画の見直し作業や審議会等の会議運営、重点地区における課題を整理し、諸制度の運用、活用にあたり、専門性を有する技術的支援と経験が必要となるため、自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とした。	無	